

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和3年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和3年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	3四議第 号			公 開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和2年12月18日(木)		
				会議時間	10時00分～11時08分		
出席委員	委員長 上岡 正						
	副委員長 川渕 誠司						
	委員 白木 一嘉						
	委員 谷田 道子						
	委員 上岡 真一			欠席委員	委員 平野 正		
その他	委員外議員 松浦 伸						
	委員外議員 西尾 祐佐						
執行部出席者	市民・人権課長 川崎 一広			健康推進課長 渡辺 和博			
	市民・人権課国保係長 塚谷 文			健康推進課長補佐 竹本 美佳			
	生涯学習課長 花岡 俊仁			健康推進課地域保健係長 西内 美和			
	市民病院事務局長 原 憲一						
	保健課長 加用 拓也						
	高齢者支援課長 竹田 哲也						
事務局	事務局長 西澤 和史						
	総務係長 武内 直樹						
記 録							
<p>令和2年12月定例会において、本委員会に付託を受けた議案9件、陳情1件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

●第7号議案「四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：川崎市民・人権課長】

平成30年の税制改正大綱により、フリーランスなど働き方が多様化されているという現状を踏まえて、税制面で働き方改革を後押しする等の観点から、給与所得控除と公的年金控除、それら特定の収入のみに適用される個別の控除を一律10万円引き下げる。それとあわせて、どのような所得にも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げる、つまり給与所得控除と公的年金控除を基礎控除に振り替えるという所得控除の取り扱いの改正が進められている。住民税にかかる適用については、令和3年1月1日から、つまり令和3年度分の個人住民税から適用となることとなっている。この国保税の条例改正については、「保険基盤安定制度」の中で低所得者の軽減措置、7割、5割、2割軽減というような軽減措置対象者に係る軽減判定の考え方、基準があり、先ほどの税制面の改正とのバランスを保って、従来の取り扱いから軽減割合が縮小となったり、もしくは軽減対象から外れるようなことがないよう、所要の改正を行うもの。

税制改正については30年の税制改正大綱ということになっているが、適用期日は、住民税は令和3年度分となっているので、今回の国保税条例の改正についても、足並みを合わせて、規定の見直しを行うものである。具体的には、低所得者軽減措置7割、5割、2割の軽減対象者、それぞれの適用となる現状の判定規定について、基礎控除を10万円引き上げ、同一世帯に複数人所得がある場合については、それぞれの基礎控除額を1人当たり10万円加算する規定。そういう軽減判定の内容に見直しを行う。施行期日は税制改正と整合させるために、令和3年1月1日から、令和3年度以降分の国民健康保険税から適用とするもの。

【質疑：谷田委員】

これの対象になる人はどのくらいいるか。

【答弁：川崎市民・人権課長】

令和2年度の被保険者の数というところでは、軽減措置の適用となっている国保の被保険者数が67.3%。内訳では7割軽減対象が32%。5割軽減が20.5%。2割軽減は14.9%。ただ、今回それらの軽減措置を受けられている方について、判定ロジックを変更することでウエイトがそのまま維持されると、現行のまま改正されずに置いておくと、バランスが崩れて軽減措置の対象から外れる、もしくは、先ほどの7割、5割、2割の軽減からは劣化していくという現象が生じてしまうので、税制改正に合わせて必要な改正内容に見直している。

【質疑：白木委員】

今、軽減対象の人であろうがなかろうが、全ての人にとって不利益が生じないような形になっているというふうに理解したのでよいか。

【答弁：川崎市民・人権課長】

平成30年の税制改正大綱の部分でいえば、給与所得、公的年金所得、それ以外にフリーランスの方については基礎控除という形の中で、新たに必然的に生じる控除が生じてくるので、税率自体は若干下降傾向になる。税率が軽減されるという形の方向は全体的に生じ、これは個人の住民税でも、国民健康保険税でも生じるものである。今被保険者の国保の軽減措置を受けられている方は、依然として同じような水準で軽減は受けられるし、一つ働き方多様化の観点でのフリーランスの方については新たに基礎控除が受けられるということになってくる。それに伴って税収の影響を若干は受けるであろうというところで、影響が出てくる。ただシステムの関係でどのぐらいの影響額が生じるか、それはまだ試算が追いついていない。

【意見：白木委員】

要は、不利益を受けないような今回の改正だというふうに理解してよいととらえる。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第9号議案「四万十市都市公園条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：花岡生涯学習課長】

スポーツセンター2階の卓球場及び武道場に以前より空調設備の設置要望が住民からあった。今年度、四万十市立中央公民館の解体に伴い、中央公民館に設置をしていた空調機を卓球場及び武道場に移設を行った。移設に伴い空調機の電気料相当分が、スポーツセンターの電気料に上乘せになることから、受益の観点から、想定される使用電気料の増加分50%に相当する金額を使用料に転嫁をするというのが改正内容。増額割合は、移設を行った事業者の協力を得て試算した。冷房機を5月から9月、暖房機を12月から2月にそれぞれ想定をして電気料相当分を試算したところ、年間約55万5千円程度の増額となる。受益者負担の考え方は、道路や公園などは不特定多数の市民の日常に必要なものである。また、体育施設などについては、特定される市民が利用されるというところから、受益者負担と公費負担の割合を50%程度と見込んでもの。これについては、四万十市の他の施設の考え方に準じている。電気料増加分の50%を転嫁した場合、伸び率については約1.16倍、16%増となるので、その相当金額を今回、スポーツセンター2階の卓球場及び武道場の料金に加算するもの。四万十市の施設の中には、暖房料金、冷房料金を室料とは別の料金で定め、加算するという施設もある。その代表的なものが文化センター、ふれあいホール、武道館等だが、今回、冷暖房の利用を別料金としなかった理由としては、武道場並びに卓球場については、団体、個人が複数、使用する場合がある。また卓球場については1台当たりの料金という形になっているので、複数のグループが使うことがある。1つのグループは、冷暖房が欲しい、1つのグループは冷暖房がいらぬというような形になっても、受益を受けるのは1部屋にかかるので、平準化するために、料金全体を上げる形にした。

また、スポーツセンター会議室の料金削除の改正も行う。1階事務室隣にある居室の使用料について、この部屋が近年、各イベントの材料置き場や事務的な対応の場という形で使用しているので、一般の方々に貸す出しをすることがない。そのため、この会議室の料金等については削除をしたい。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第10号議案「新型コロナウイルス感染症患者等に対する業務に従事した市民病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：原市民病院事務局長】

これまでPCR検査については、帰国者接触者外来に限られていたが、検査協力医療機関にも拡大されることになった。検査協力医療機関については、市民病院に先立って、西土佐診療所が県の指定を受け、またその後で市民病院も県の指定を受けて実施している。そのため従前、四万十市立市民病院の職員に限っていた条例を、西土佐診療所の医療従事者についても対象者に加えるもの。また、同じ理由で、検体採取手当について、従前の帰国者接触者外来の手法により、幡多福祉保健所からの依頼に基づくものとしていたが、検査協力医療機関については、診察した医師が必要と判断した場合にできることになっているのでその文言を追加している。また、「検体採取手当」としていたが、診察の中で、その疑いのある患者に、CT撮影や、直に患者に接する状況等も想定されるので、「検体採取手当」を「外来業務手当」に変えている。また、新型コロナウイルスは指定感染症になっているが、政令により期限を区切られている。最近の報道で期限が延長されることが濃厚であるが、条例で期日を定めているので延長されれば、また条令改正が必要となってくるが、その期日を定める規則を別に制定をした。これにより、延長された場合は、その規則の改正により対応したいという旨の改正を行ったもの。

【質疑：上岡真一議員】

一般質問で垣内議員が何人受けたかと質疑した時にそれを公表できませんと。こういうものは、一切、公表はしてくれなかったこともあるので、何人にどれだけのお金を支払ったかということも、全部伏せるということになるか。

【答弁：原市民病院事務局長】1

一般質問で垣内議員が何人受けたかという質疑に対し、4人と答弁している。

－小休－

－正会－

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第36号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十市天体観測施設）」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：花岡生涯学習課長】

四万十市天体観測施設の、公の施設の指定管理の指定について、株式会社四万十企画に令和3年4月1日から5年間、指定管理をお願いするもの。同施設は公募により指定管理者を決定をしている。

【質疑：白木委員】

何年前から四万十企画が指定管理を受けているか。

【答弁：花岡生涯学習課長】

四万十企画はホテル星羅四万十の運営を指定管理で受けている会社で、平成27年からお願いしている。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第37号議案「公の施設の指定管理者の指定について（西土佐環境・文化センター四万十楽舎）」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：花岡生涯学習課長】

四万十楽舎の指定管理を令和3年4月1日から5年間お願いをするもので、指定管理先は、一般社団法人西土佐環境・文化センター四万十楽舎。旧中半小学校の施設を利用した施設。この施設は、平成23年4月から当該団体に指定管理をお願いしている。また、指定管理者は公募をして決定したもの。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第38号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十市総合福祉センター）」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：加用保健課長】

指定管理者としては、社会福祉法人四万十市社会福祉協議会。指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月30日までの3年間。本施設は平成12年より同法人に管理をお願いしている。この施設については、施設の設置目的及び指定管理者制度に関する運用方針の規定に基づいて、非公募での指定をお願いするもの。

【質疑：上岡委員長】

これは公募で決めたのか。

【答弁：加用保健課長】

先の説明のとおり非公募での指定。

【質疑：上岡委員長】

非公募なら運用指針のアからクまでの要件のどれに該当するか。

【答弁：加用保健課長】

この施設は、西土佐地域の福祉の中核として、老人クラブ、民生児童委員協議会、シルバーセンター等の事務局、福祉の窓口として大きな役割を果たしており、運用指針の3の(1)、「エ 特定の団体等に

公の施設を管理運営させることにより、地域の人材活用、その他地域との連携が期待できる場合」に該当すると考え、非公募でお願いするもの。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第39号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十市デイサービスセンター）」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：加用保健課長】

施設の管理者は、社会福祉法人西土佐福祉会の方をお願いするもので、当該団体は、平成4年から管理を行ってもらっている。指定期間は、令和3年4月1日から、令和6年3月31日までの3年間。この施設の設置目的及び運用指針の規定に基づいてこの施設も、非公募での指定を考えている。非公募理由としては、当施設の一部が同じく西土佐福祉会で運営している特別養護老人かわせみと連結しており、一体的に管理することが合理的であり、運用指針の3の(1)、「キ 公の施設を民間の施設の中に、またはこれに接続して設ける場合であって、当該民間施設の管理と一体的に公の施設を管理することが、施設の構造上または経済的観点から、明らかに合理的な施設」に該当すると考える。また、運営する事業、サービスの内容等から運営主体の変更により利用者に与える影響が大きく、利用者の身体状況等も職員が把握する必要があることから引き続き西土佐福祉会を指定管理に選定するべきと考えて、同じく運用指針の「ク 福祉施設において、施設の設置目的に照らし利用者との長期にわたる安定的な関係や人的信頼関係が担保されることが必要であり、施設の運営主体の変更が入所者や通所者に与える影響が大きいと想定されるとき」、この2項目に該当するというので、非公募での指定をお願いするもの。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第40号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十市多目的デイケアセンター）」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：竹田高齢者支援課長】

現在、社会福祉法人四万十市社会福祉協議会を指定管理者として指定しているが、令和3年3月31日に指定期間が終了するため、引き続いて当協議会を指定管理者として指定することについて議決を求めるもの。運用指針の3、(1)「ク 福祉施設において、施設の設置目的に照らし利用者との長期にわたる安定的な関係や人的信頼関係が担保される必要があり、施設の運営主体の変更が入所者や通所者に与える影響が大きいと想定されるとき」に該当するために非公募としている。指定期間は令和3年4月1日から3年間の令和6年3月31日までとしている

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第41号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十市老人憩いの家）」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：竹田高齢者支援課長】

当施設の管理運営については、住民主体の地区組織等を指定管理者として現在指定しているが、3月31日に指定が終了するため、引き続いて、地区組織等を指定管理者として指定するもの。こちらについても非公募としており、運用指針の3、(1)、「ア 一定の住民のためのコミュニティ施設で、住主体や地区組織等が一体的に管理運営することにより、地域住民の利便性の向上が図られると認められる場合」に該当するため非公募としている。指定期間は、令和3年4月1日から、5年間の令和8年3月31

日までとしている

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に陳情書の審査を行った。

【上岡委員長】

陳情受理番号第1号、妊産婦医療費助成制度創設を求める陳情書の審査を行う。本件は陳情だが、四万十市議会会議規則第88条の規定により、請願書の例により処理することとなっている。審査の方法は、まず現状等について、執行部から大まかに説明を受けた後、陳情書の内容について、委員の討論、討論に対する質疑という形式で、審査を行いたい。これに異議はないか。

－異議なし－

【説明：渡辺健康推進課長】

現在の四万十市における妊産婦にかかる現行の助成制度について説明を行いたい。

まず、妊娠の届け出、概ね10週程度の方が主だが、妊娠届け出を行ったものに対して、一般受診票を14枚配布する。これは出産までの間に医療機関において診査、健診を受けられるもの。大体初めの5回については4週間に1回の頻度で使用し、次の35週までには2週間に1回、36週ぐらいから出産までは1週間に1回使用するのが4回で合計14回。検査内容は、血圧測定、問診、診察等を行う。この審査の結果、精密検査が必要と判断された場合には、さらに精密検査の券を1枚交付して、それで医療機関で医療を受けられるということになる。

産婦健康診査は、出産後、概ね2週間のときに1回目を受けて、次に、2回目を1ヶ月後に受けていただくことになる。検査項目は、健康状態、育児環境の把握、育児不安があるかどうか。精神疾患の既往歴があるか等。また、体重血圧測定、エジンバラの産後鬱病の質問票などを行っている

乳児検査は、1歳になる前日までの期間に2回、医療で受ける機会がある。一般的には、1ヶ月健診で使うことが多い。この乳児の一般健康診査のほかに、市では、3ヶ月健診、7ヶ月健診、10ヶ月健診というふうに、幼児の時期に健康集団健診を行っている。この乳児の一般検査、一般健康診査の結果、要精密が出た場合については、医療機関でさらに診てもらうための券を1枚発行している。また、妊婦歯科健診は、妊婦の時に重度の歯周病がある場合には、低出生体重児の出産になるリスクが高まるので、妊婦歯科検診を1回無料で受けられる。その他には、子育て世代包括支援センター、通称「ベビはぐ」と言うが、ここで出産前には、助産師による電話訪問であるとか、妊婦が若年妊娠の場合、いろんなリスクを評価しながらケースバイケースで支援を行っている。

【谷田委員】

今、「妊産婦医療費助成制度創設を求める陳情書の提出理由説明」というものを各委員に配らせてもらった。これは「社会保障社保協」という団体が提出したもので、読んでいただきたい。

【質疑：白木委員】

例えば高知県内でこの制度を実施している自治体はあるか。

【答弁：渡辺健康推進課長】

県下では実施している自治体はないと聞いている。この陳情書にも記載されているが、まだ全国的には限られた自治体での実施というのが現状。進んでない理由としては、医療が無料ということについていろいろな考え方があるかと思われるし、課内での協議した中では、妊産婦の医療を無料にするということも妊産婦を支えることになるかと思うが、今この幡多の状況でいうと、幡多けんみん病院と中村にある菊地産婦人科の2院だけとなっているので、将来的にこの産婦人科のところがしっかり受け皿として続いていけるのか、10年先を見据えて行った方がいいのではないかという意見もあった

【川淵副委員長】

この陳情書の裏に高知県産婦人科医会からも賛同する意見が述べられている。そういうことも考えて、ぜひこれについて私は賛同したい。

－小休－

－正会－

当陳情は全会一致で採択すべきものと決した。

●次に、行政視察について協議を行った。

【上岡委員長】

行政視察は高知市方面に1泊2日で行くように決定していたが、コロナウイルス感染拡大で非常に厳しい状況になっている。

－小休－

－正会－

今年度の行政視察は全会一致で中止することと決した。

－小休－

事務局より、県外在住者からの福祉施設建設要望について報告。

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。